第三条第一項中「含む。）は」を「含む。）又は農業法人投資育成事業を営もうとする投資事業有限責任組合は、農林水産省令で定めるところにより」に改め、同条第二項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　農業法人投資育成事業を営む株式会社又は投資事業有限責任組合に関する事項

第三条第三項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　農業法人投資育成事業を営む株式会社又は投資事業有限責任組合が農業法人投資育成事業を適正かつ確実に営むことができると認められる者であること。

第五条中「という。）」の下に「又は同項の承認を受けた投資事業有限責任組合（以下「承認組合」という。）の無限責任組合員」を加える。

第六条中「、承認会社」の下に「又は承認組合」を、「当該承認会社」の下に「又は当該承認組合の無限責任組合員」を加え、「執るべきこと」を「とるべきこと」に改める。

第七条中「承認会社」の下に「又は承認組合の無限責任組合員」を加える。

第八条第一項中「承認会社」の下に「又は承認組合」を加える。

第十条中「又は農林中央金庫」を「、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫」に、「及びその法人に」を「又はその法人に承認事業計画（」に改め、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」の下に「（平成十四年法律第五十二号）」を加え、「に従つて」を「をいう。）に従つて農業法人投資育成事業（」に改め、「規定する農業法人投資育成事業」の下に「をいう。）」を、「行つた」の下に「承認会社（」を、「規定する承認会社」の下に「をいう。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　承認会社（前項に規定するものを除く。）又は承認組合が承認事業計画に従って農業法人投資育成事業を営む場合におけるこれらの者についての農地法第二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者又はその法人に承認事業計画（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第六条に規定する承認事業計画をいう。）に従って農業法人投資育成事業（同法第二条第二項に規定する農業法人投資育成事業をいう。）に係る投資を行った承認会社（同法第五条に規定する承認会社をいう。以下この号において同じ。）若しくは承認組合（同条に規定する承認組合をいう。以下この号において同じ。）と、「株式会社にあつては」とあるのは「株式会社にあつては、チに掲げる者並びに承認会社及び承認組合の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一未満であり、かつ」と、「として政令で定める者があるときは、チに掲げる者」とあるのは「として政令で定める者があるときは、チに掲げる者並びに承認会社及び承認組合」と、「持分会社にあつては」とあるのは「持分会社にあつては、チに掲げる者及び承認会社の数が社員の総数の二分の一未満であり、かつ」と、「当該政令で定める者があるときは、チに掲げる者」とあるのは「当該政令で定める者があるときは、チに掲げる者及び承認会社」とする。

第十一条第一項中「場合には、その違反行為をした承認会社の役員又は職員」を「者」に改め、同条第二項中「承認会社の代表者又は承認会社」を「法人の代表者又は法人若しくは人」に、「従業員が、その承認会社」を「従業者が、その法人又は人」に、「承認会社に」を「法人又は人に」に改める。

（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の廃止）

第四条　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十一条の規定　公布の日

二　第三条及び附則第七条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（農業経営基盤強化促進基本方針及び基本構想に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧基盤強化法」という。）第五条の規定により定められ、又は変更され、及び公表された農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（次条において「旧基本方針」という。）は、施行日から起算して三月を経過する日（その日までに第一条の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法（以下「新基盤強化法」という。）第五条の規定により当該基本方針が変更され、及び公表されたときは、その公表の日の前日。次条及び附則第四条第一項第二号において「旧基本方針終了日」という。）までの間は、新基盤強化法第五条の規定により定められ、又は変更され、及び公表された農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針とみなす。

2　施行日前に旧基盤強化法第六条の規定により定められ、又は変更され、及び公告された農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに新基盤強化法第六条の規定により当該構想が変更され、及び公告されたときは、その公告の日の前日）までの間は、新基盤強化法第六条の規定により定められ、又は変更され、及び公告された農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とみなす。

（旧農地保有合理化法人に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に旧基本方針において定められている旧基盤強化法第五条第二項第四号ロに規定する法人（次条において「旧農地保有合理化法人」という。）は、旧基本方針終了日までの間は、なお従前の例により新たに旧農地保有合理化事業（旧基盤強化法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業をいう。以下同じ。）を行うことができる。

第四条　次の各号に掲げる旧農地保有合理化事業の実施については、当該各号に定める日以後も、なお従前の例による。

一　この法律の施行の際現に行われている旧農地保有合理化事業　施行日

二　前条の規定により新たに行われる旧農地保有合理化事業　旧基本方針終了日の翌日

2　前項各号に掲げる旧農地保有合理化事業についての農地又は採草放牧地の権利移動の制限については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧基盤強化法第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った旧農地保有合理化法人は、その出資に伴い付与される持分又は株式を保有している間、第二条の規定による改正後の農地法（附則第六条第一項から第三項までにおいて「新農地法」という。）第二条第三項の規定の適用については、同項第二号へに掲げる者とみなす。

4　施行日前に農事組合法人に旧基盤強化法第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った旧農地保有合理化法人は、その出資に伴い付与される持分を保有している間、附則第十四条の規定による改正後の農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の十第一項の規定の適用については、同項第三号に掲げる者とみなす。

5　この法律の施行の際現に旧農地保有合理化法人が行っている土地改良事業及びこの法律の施行の際現に旧農地保有合理化法人が参加している土地改良事業についての旧農地保有合理化法人が参加する資格については、なお従前の例による。

6　施行日前に旧農地保有合理化法人が受けた附則第十七条の規定による改正前の特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号。以下この項において「旧特定農地貸付法」という。）第三条第三項の承認並びに当該承認に係る農地についての旧特定農地貸付法第四条に規定する農地法の特例及び旧特定農地貸付法第六条に規定する土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の特例については、なお従前の例による。